

令和8年4月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和8年4月24日

決 裁			
会 長	局 長	係	担 当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和8年4月24日(金)午後1時30分から午後2時22分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長:	1番:	松村 孝市	会長代理:	2番:	榎本 太
委員:	3番:	片野 敏彦	委員:	4番:	柳澤 兵庫
委員:	5番:	片野 賀津雄	委員:	6番:	川上 勝之
委員:	7番:	南波 雅子	委員:	8番:	安城 守英
委員:	9番:	三宅 寿晴	委員:	10番:	今井 輝子
委員:	11番:	長谷川 孝広	委員:	12番:	本間 浩
委員:	13番:	三浦 幸子	委員:	14番:	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(8人)

委員:	中条:	15番:	高橋 一栄	委員:	中条:	16番:	吉村 優作
委員:	乙:	17番:	小泉 正	委員:	乙:	18番:	井上 優彦
委員:	築地:	19番:	信田 寿幸	委員:	築地:	20番:	水澤 幸男
委員:	黒川:	21番:	中川 金男	委員:	黒川:	22番:	中山 学

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について

第2号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第3号議案 令和8年度胎内市農業委員会事業計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:小野智裕、主事:五十嵐一磨、安城玲江

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和8年4月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5番片野賀津雄委員、6番川上勝之委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、3月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>3月26日、胎内市農業再生協議会総会が市役所2階大会議室で開催され、会長が出席しております。</p> <p>4月17日、4月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご覧いただき、審査していただきました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>第1号議案は、本総会出席委員に係る案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案の利用権設定の1番から173番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが68件、使用賃借権を新規に設定するものが15件、賃借権を再設定するものが88件、使用賃借権を再設定するものが2件の計173件であります。</p> <p>1番から5番は、中間管理機構と5年間から11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は9,400円から23,000円です。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>6番から10番は、中間管理機構と10年間から11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は7,000円から16,000円です。</p> <p>6番の案件ですが、譲受人の耕作面積はありませんが、もともと地元がこちらの方で、譲受人の親が数年前まで農業を行っていました。将来はこちらに戻ってきて農業をするとの予定ですが、現在は通いの形ですが、営農の主体として、親や地域の方にも協力をいただきながら農業を行うことになっております。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>11番から15番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は12,000円から15,200円です。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>16番から20番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a</p>

当たりの賃料は 12,000 円から 26,000 円であります。

議案書 5 ページをお願いします。

21 番から 25 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 15,000 円から 23,000 円であります。

24 番、25 番の案件ですが、譲受人の耕作面積はありませんが、これまでも他の農家の元で、市内の農地で耕作を行っています。このたびの農地の貸し借りについては、譲受人は築地土地改良区にも関わってもらいながら貸し借りをを行う農地を選定しております。

議案書 6 ページをお願いします。

26 番から 30 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 10,000 円から 20,000 円であります。

議案書 7 ページをお願いします。

31 番から 35 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 18,000 円であります。

議案書 8 ページをお願いします。

36 番から 40 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 18,000 円であります。

議案書 9 ページをお願いします。

41 番から 45 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円から 18,000 円であります。

45 番の案件ですが、譲受人の耕作面積はありませんが、下江端地区での耕作を希望し、地区で耕作することは了解をいただいているとのことです。当面は下江端の農家組合長が農業機械を貸したり、営農についてサポートする形で農業を行うことになっております。

議案書 10 ページをお願いします。

46 番から 50 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 11 ページをお願いします。

51 番から 55 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 12 ページをお願いします。

56 番から 60 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 10,000 円から 12,000 円であります。

議案書 13 ページをお願いします。

61 番から 65 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 10,000 円であります。

議案書 14 ページをお願いします。

66 番から 68 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 8,000 円から 10,000 円であります。

69 番から 70 番は、中間管理機構と 11 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。

議案書 15 ページをお願いします。

71 番から 75 番は、中間管理機構と 11 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。

議案書 16 ページをお願いします。

76 番から 80 番は、中間管理機構と 11 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。

議案書 17 ページをお願いします。

81 番から 83 番は、中間管理機構と 11 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。

84 番から 85 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 18 ページをお願いします。

86 番から 90 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 19 ページをお願いします。

91 番から 95 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 20 ページをお願いします。

96 番から 100 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 21 ページをお願いします。

101 番から 105 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 22 ページをお願いします。

106 番から 110 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 23 ページをお願いします。

111 番から 115 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 24 ページをお願いします。

116 番から 120 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 25 ページをお願いします。

121 番から 125 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 26 ページをお願いします。

126 番から 130 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 27 ページをお願いします。

131 番から 135 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,500 円であります。

議案書 28 ページをお願いします。

136 番から 140 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当

	<p>たりの賃料は16,500円であります。</p> <p>議案書29ページをお願いします。</p> <p>141番から145番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は16,500円であります。</p> <p>議案書30ページをお願いします。</p> <p>146番から150番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は16,500円であります。</p> <p>議案書31ページをお願いします。</p> <p>151番から155番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は15,000円から16,500円であります。</p> <p>議案書32ページをお願いします。</p> <p>156番から160番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は13,200円から15,000円であります。</p> <p>議案書33ページをお願いします。</p> <p>161番から165番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は13,200円であります。</p> <p>議案書34ページをお願いします。</p> <p>166番から170番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は10,000円から12,000円であります。</p> <p>議案書35ページをお願いします。</p> <p>171番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は10,000円であります。</p> <p>172番から173番は、中間管理機構と11年間の使用賃借権を再設定するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の利用権設定の1番から173番の事前審査結果について、12番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る4月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員4名及び事務局3名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案の利用権設定の1番から173番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが68件、使用賃借権を新規に設定するものが15件、賃借権を再設定するものが88件、使用賃借権を再設定するものが2件の計173件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の利用権設定の1番から173番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>

6 番	81 番、82 番について、会社が農地を借りるのに使用貸借なのはなぜか。
事務局	なぜ使用貸借なのか詳細は確認していませんが、おそらく何筆か貸し借りをする農地の中で耕作条件が悪く、維持管理する農地というところで使用貸借になっているかと思います。
6 番	会社が借りているのに使用貸借は納得いかない部分がある。個人的には住宅地域内にある条件の悪い農地にも賃料を払って借りている。この会社は他の所は賃借で借りているのか。
事務局	他に賃借権で借りている農地はあります。
8 番	補足ですが、実際に耕作する方の親戚の方が経営する会社で、すでに相模原市で少し農業をやっていましたが、今回は耕作する方の農地がある、こちらで農業をやりたいという経緯であります。
議長	長谷川委員はこの農地の近くの委員であるが、この辺りの状況についてわかりますか。
11 番	ここは大長谷から黒俣に抜ける道中の田であると思うが、その辺りは水稻の耕作は難しいところだと思う。
	(質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案の利用権設定の 1 番から 173 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。
	(農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 1 号議案の利用権設定の 1 番から 173 番は、承認することに決定いたしました。 次に、第 1 号議案の利用権設定の 174 番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。
	(議事参与委員・退室)
議長	それでは、事務局説明願います。

事務局	<p>第1号議案の利用権設定の174番をご説明いたします。 議案書35ページをお願いします。</p> <p>第1号議案の利用権設定の174番は、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが1件であります。</p> <p>174番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は17,500円であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の利用権設定の174番の事前審査結果について、12番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第1号議案の利用権設定の174番は、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の利用権設定の174番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の利用権設定の174番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第1号議案の利用権設定の174番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第1号議案の利用権設定の175番から182番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>

(議事参与委員・退室)

議長 それでは、事務局説明願います。

事務局 第1号議案の利用権設定の175番から182番をご説明いたします。  
議案書35ページをお願いします。

第1号議案の利用権設定の175番から182番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが5件、賃借権を再設定するものが3件の計8件であります。

175番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は10,000円であります。

議案書36ページをお願いします。

176番から179番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は5,000円から10,000円であります。

180番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は18,000円であります。

議案書37ページをお願いします。

181番から182番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は14,000円であります。

以上で説明を終わります。

議長 第1号議案の利用権設定の175番から182番の事前審査結果について、12番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。

12番 それでは、ご報告いたします。

第1号議案の利用権設定の175番から182番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが5件、賃借権を再設定するものが3件の計8件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第1号議案の利用権設定の175番から182番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第1号議案の利用権設定の175番から182番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員：挙手)

議長	<p>全会一致と認めます。          それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第1号議案の利用権設定の175番から182番は、承認することに決定いたしました。          次に、第1号議案の利用権設定の183番について審議いたします。          なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案の利用権設定の183番をご説明いたします。          議案書37ページをお願いします。          第1号議案の利用権設定の183番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件であります。          183番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。          以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の利用権設定の183番の事前審査結果について、12番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。          第1号議案の利用権設定の183番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件であります。          詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。          以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の利用権設定の183番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。          これより採決をいたします。          第1号議案の利用権設定の183番について、事前審査委員長報告のとおり承認する</p>

	<p>ことに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。  それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第1号議案の利用権設定の183番は、承認することに決定いたしました。  次に、第2号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。  事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。  議案書38ページをお願いします。  第2号議案は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うものであります。  農業振興地域の変更については、農業委員会への意見聴取が求められているため議題としているものであります。  3農用地利用計画の変更として、①平木田地区、②横道地区、③夏井地区で農用地区域への編入となっております。  編入理由としまして、①は、県営経営体育成基盤整備事業平木田柳原地区の事業区域とするため。②は、県営経営体育成基盤整備事業横道地区の事業区域とするため。③は、県営経営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合地区の事業区域とするためであります。  議案書39ページをお願いします。  編入地一覧の資料になります。  ①は1筆293.9㎡、②は合計36筆43,510㎡になります。  議案書40ページをお願いします。  ③は合計8筆5,819㎡になります。  議案書41ページから47ページに変更箇所位置図、詳細図をお示ししてございますので、ご確認ください。  以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、12番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。  第2号議案は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うものであります。  詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「特に支障なし」と</p>

	<p>意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11 番	<p>47 ページの図面の道路は、ゴルフ場に行く道路か。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
6 番	<p>ほ場整備絡みで農振地区に変更するとの話であったが、宅地や原野が入っているが、ほ場整備は田の増分が認められないと思うが。</p>
事務局	<p>田の面積はそのままとして、道路や水路の改修や拡幅に関する用地の確保といった所があると思います。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付すことに、賛成の委員は挙手願います。</p>
	<p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「令和 8 年度胎内市農業委員会事業計画(案)について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。 議案書 48 ページをお願いします。 第 3 号議案については、毎年度当初において農業委員会の一年度間の事業計画を定めるものであります。 事業計画の内容につきましては、これまでの事業計画を概ね承継しております。 事業計画は、(1) から (7) の項目があり、その中に具体的な推進行動を示しております。 主な部分について説明させていただきます。 (2) 遊休農地の発生防止・解消としまして、①優良農地の確保と無断転用の防止に関する事項として、農地パトロールと利用状況調査に合わせ、活動強化月間を実施したいと思います。</p>

(3)「地域計画」による農地利用最適化の推進ということで、令和6年度末に策定しました地域計画において、①に計画の実現に向けて実施・見直しの継続的な取り組みの推進を記載しております。②に効率的な農地利用を目指して農地中間管理事業の活用の推進を記載しております。

(4) 新規参入の促進

行政等関係機関との連携による、新規参入を支援するための体制整備を挙げております。今後委員の皆様と意見交換しながら体制整備や促進を図っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

49 ページをお願いします。

(5) 農政対策としまして、①意見の提出について、例年取り組んでいる関係行政機関等に対する意見の提出を行うこととしています。

(6) 農地利用最適化活動としまして、②活動記録簿への記帳について今年度も取り組んでいただくようお願いします。

(7) 委員会の運営としまして、①会議開催の1番目定例総会は毎月1回開催します。総会の出席をよろしくお願いいたします。またやむを得ず欠席の際は、欠席の理由を付してご連絡をお願いいたします。②委員及び職員研修の実施としまして、視察及び研修会や、コンプライアンス研修など委員資質向上のため研修を実施していきますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、第3号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員：挙手)

議長

全会一致と認めます。

よって、第3号議案は承認することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和8年4月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和8年4月24日

議 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_